

〔注〕昭和61年から改正経過を注記した。

改正

昭和48年3月15日条例第3号

昭和61年7月21日条例第30号

平成7年10月9日条例第33号

平成8年7月1日条例第18号

平成12年3月10日条例第5号

平成14年3月11日条例第2号

平成24年10月30日東京都板橋区条例第27号

東京都板橋区防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東京都板橋区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定める。

一部改正〔平成12年条例5号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東京都板橋区（以下「区」という。）の地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災会議は、区の地域防災計画を作成するに当たっては、東京都板橋区防災基本条例（平成14年板橋区条例第2号）第2条に規定する基本理念を反映しなければならない。

一部改正〔平成12年条例5号・14年2号・24年27号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。

- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
 - (4) 区長がその部内の職員のうちから指名するもの
 - (5) 区の教育委員会の教育長
 - (6) 東京都消防庁の消防吏員及び消防団長で区長が任命する者
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから区長が任命する者
 - (8) 区議会議員のうちから区長が任命する者
 - (9) 陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから区長が任命する者
 - (11) その他区長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、54人以内とする。

一部改正〔昭和61年条例30号・平成7年33号・8年18号・24年27号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の役員または職員並びに学識経験のある者の中から、区長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事運営)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年3月15日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和61年7月21日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成7年10月9日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年7月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月10日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月11日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成24年10月30日東京都板橋区条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。